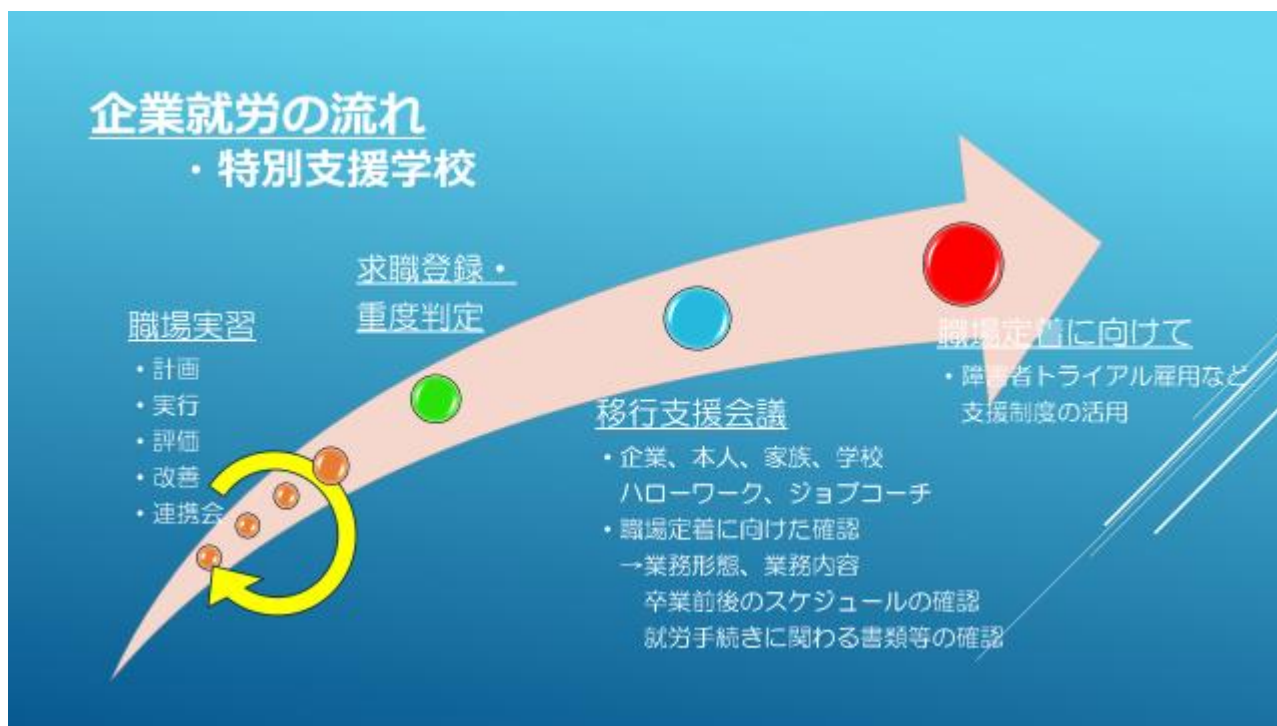


## 9 企業就労において

### 1 企業就労の流れ



一般就労(企業就労)は、在学中の進路希望調査や学校生活の様子等により、希望する職種での職場実習を繰り返し、就労につなげる。労働の場面だけでなく、生活全般について、自立していくための積み上げが家庭・学校で求められる。

### 2 求職登録 (高3)【7月】

職業紹介は、ハローワークだけが実施できる業務である。そのため、仕事を探す求職活動を行うために、ハローワークに障害者求職申込書を提出する必要がある。登録申込書は、生徒が「こんな条件で働きたい」と希望を伝えるための書類であり鉛筆で記入する。

学校から書類を受け取った後、申し込みは本人と保護者が、事前に日時を連絡してから、ハローワーク七尾に提出する。(ハローワーク羽咋は出張所のため対応しにくい) これは職業紹介のために生徒のことをハローワークの職員が知る必要があることから、ハローワークへ本人が訪問する。ハローワークの紹介が受けられないと、就職時の助成制度が受けられなくなるために必要な手続きである。

※令和5年度は本校にてハローワークの職業指導官との面談を実施し、併せて求職登録も行った。) )

- ・ハローワーク七尾 (七尾公共職業安定所) 七尾市小島町西部 2 電話 0767-52-3255
- ・ハローワーク羽咋 (七尾公共職業安定所羽咋出張所) 羽咋市南中央町キ 105-6

電話 0767-22-1241

### 3 重度判定 (高3)【8月】

一般就労に向けて、「重度知的障害者判定」を行っている。

これは、「雇用対策上の重度知的障害者であるかどうか」を判定するものである。法律により、一定の規模以上の事業所になると障害者雇用率制度が適用されている。雇用率は療育手帳の判定基準とは別の基準を用いて算定されているため、障害者職業センターの判定が必要となることがある。

なお、判定結果によって療育手帳の等級が変更になったり、障害基礎年金の等級が変更になったりするということはない。

求職登録と同時に、重度判定の依頼書等もハローワークへ提出する。学校から必要な書類を受け取り、記入をして提出する。

※巻末に参考資料あり

「重度…」という言葉で不快な思いをされるかもしれませんが、あくまで雇用対策制度のための判定ですのでご理解ください。

○重度判定の場所と所要時間について

場所 : 石川障害者職業センター(金沢市彦三町 1-2-1 アソルティ金沢彦三 2 F)

所要時間 : 1 時間 30 分程度

### 4 さいこうえん障害者就業・生活支援センターへの登録 (高3)

「働くこと」に関する様々な相談を中心に、地域生活を送るために必要なことを企業や家庭、福祉サービス事業所等の関係機関と協力しながらサポートしてもらう。サポートに期限はなく、費用も発生しない。就労先や本人の状況の変化に応じたサポートを行う。

在学中から支援を受けることができるようになり在学中から卒業まで切れ目のない支援体制となる。高3時に登録を行い、職場実習や定着実習において支援を受けて卒業後につなげる。